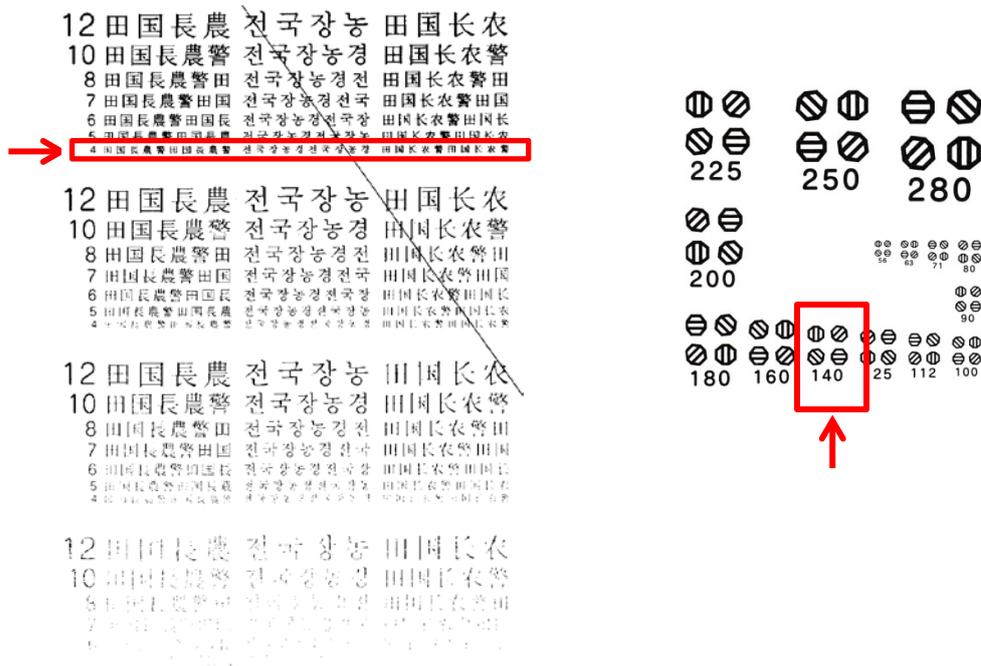


国税庁告示 平成 27 年 7 月 3 日第 11 号準拠
ISO12653-3 スキャナ評価用テストチャートによる画質確認の方法

4 ポイント文字の判読方法(以下で赤枠で囲った文字と図票のすべて)

- (1) あらかじめスキャナの解像度設定を 200dpi 以上とし、赤・緑・青の各色において 256 階調以上 (24 ビット/ピクセル以上) と設定する。但し、一般書類をスキャンする場合には、白色から黒色まで 256 階調以上 (グレースケール) と設定することも可能である。
- (2) ISO12653-3 テストチャートをスキャンする。
- (3) 映像面の最大径が三十五センチメートル (14 インチ) 以上のカラーディスプレイ (表示装置, カラースキャンの場合), あるいはディスプレイ (表示装置, グレースケールスキャンの場合) を用いて、スキャンしたテストチャート画像を表示する。
- (4) 表示された画面をそのままあるいは拡大し、文字図票の最上部 (濃度 1. 2) の「4」田国長農警 の繰り返し の 4 ポイント文字、及び ISO No.1 試験図票の 140 図票をすべて判読できることを確認する。



- * 4 ポイント文字及び 140 図票のすべてが判読できない場合には、
- ① スキャン画像に掛けられている圧縮率が大きいことが考えられるので、圧縮率を低くして再スキャンすること。
それでも判読できない場合には、
 - ② スキャナの解像度設定を、高解像度に変更すること。
 - ③ スキャナ装置の設定を再確認し、必要により修理調整を行うこと。(表示装置の異常の有無も確認すること)

ご参考:その他の国税庁設定要件の確認方法

(1)解像度が 200dpi 以上に設定されていることの確認方法

- ①スキャナの解像度設定を 200dpi 以上にする。
- ②スキャンした画像ファイルの解像度が確認できるフォーマットで、設定解像度であることを確認する。

(2) 赤・緑・青各色 256 階調以上 (24ビット/ピクセル) に設定されていることの判定方法

- ①フルカラーモニターにスキャンしたテストチャート画像を拡大表示する。
- ②モニター上の果物カラー写真図票と、テストチャートの果物カラー写真図票を比較し、色相と濃度の再現性が概ね一致していることを確認する。
* 色の著しい違いが生じている場合は、スキャナ装置の設定を再確認し、必要により、修理調整を行うこと。(表示装置の異常の有無も確認すること)

(3)白黒 256 階調以上(グレースケール)に設定されていることの判定方法

- ①モニターにスキャンしたテストチャート画像を拡大表示する。
- ②モニター上の濃淡階調図票の D=1.2 から D=0.7、D=0.5、D=0.3 と、その上の白枠(用紙濃度測定図票)までの濃淡がスムーズに表示されていることを確認する。

参考情報 1. ISO12653-3 準拠スキャナ用テストチャート 取扱説明書
各試験図票のレイアウトは、[図—1](#)を参考のこと

[こちらから](#)

2. JIIMA ニュースリリース

国税庁告示 平成 27 年 7 月 3 日第 11 号

税務関係書類のスキャナ保存の大幅な規制緩和に合わせて、
ISO スキャナ評価用テストチャートの使用が承認

3. ISO12653-3 準拠スキャナ用テストチャートの購入方法

[こちらから](#)